

# 指導要録記録の手引き

令和3年度改訂

高等学校編

鹿児島県教育庁高校教育課

# 目 次

## 第1章 指導要録改善の基本的な考え方

第1節 指導要録改善の趣旨	1
第2節 改善の概要	2
第3節 保存期間等について	2
第4節 その他	3

### 高等学校生徒指導要録の様式例

様式1 (学籍に関する記録)	4
様式2 (指導に関する記録)	6

## 第2章 全日制課程・定時制課程生徒指導要録記録上の注意

第1節 全般的注意	8
1 記録上の全般的注意	8
2 欄外の学年の欄	8
3 学校名及び所在地(分校名・所在地), 課程名・学科名の欄	8
4 校長氏名, ホームルーム担任者氏名の欄	8
5 各教科・科目等の修得単位数の記録	8
第2節 学籍の記録	8
1 生徒の欄	9
2 保護者の欄	9
3 入学前の経歴の欄	9
4 入学・編入学の欄	9
5 転入学の欄	9
6 転学・退学の欄	9
7 留学等の欄	9
8 卒業の欄	10
9 進学先・就職先等の欄	10
10 校長氏名, ホームルーム担任者氏名	10
11 各教科・科目等の修得単位数の記録	10
第3節 指導に関する記録	11
1 各教科・科目等の学習の記録	11
2 総合的な探究の時間の記録	14

3	特別活動の記録	14
4	総合所見及び指導上参考となる諸事項	15
5	出欠の記録	15

別表 各教科の評価の観点及びその趣旨

1-1	各学科に共通する各教科・科目の学習の記録	17
1-2	主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録	21
2	総合的な探究の時間の記録	24
3	特別活動の記録	24

### 第3章 通信制課程生徒指導要録記録上の注意

第1節	全般的注意	25
1	記録上の全般的注意	25
2	学校名及び所在地，学科名の欄	25
3	校長氏名，ホームルーム担任者氏名の欄	25
4	各教科・科目等の修得単位数の記録	25
第2節	学籍の記録	25
1	生徒の欄	25
2	保護者の欄	25
3	入学前の経歴の欄	26
4	入学・編入学の欄	26
5	転入学の欄	26
6	転学・退学の欄	26
7	留学等の欄	26
8	卒業の欄	26
9	進学先・就職先等の欄	26
10	校長氏名，ホームルーム担任者氏名	27
11	各教科・科目等の修得単位数の記録	27
第3節	指導に関する記録	27
1	各教科・科目等の学習の記録	27
2	総合的な探究の時間の記録	30
3	特別活動の記録	30
4	総合所見及び指導上参考となる諸事項	31
5	出校の記録	31

#### 第4章 取扱い上の注意

1	進学の場合	32
2	転学の場合	32
3	転入学の場合	32
4	学校統合，学校新設等の場合	32
5	退学の場合	32
6	編入学の場合	32
7	転籍の場合	33
8	原級留置の場合	33
9	保存期間	33
10	その他	33

#### 第5章 参考資料

	指導要録に関する法令	34
	指導要録に関する通知	37

# 第1章 指導要録改善の基本的な考え方

## 第1節 指導要録改善の趣旨

高等学校の指導要録については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の改訂に伴い、その趣旨を考慮して、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）がとりまとめられたことを受け、今回の改善が図られたものである。

「報告」においては、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること、また、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていることが示されている。

学習評価の主な改善点として、各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示すこと。その際、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価にはなじまず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観点の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと。また、学習評価の結果の活用には、各教科等の生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと、に留意する必要がある。

このようなことを踏まえ、学習評価を円滑に実施するために、次の諸点に留意することが必要である。

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること。
  - ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
  - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
  - ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場を精選することが重要であること。
- (3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し生徒に伝えることが重要であること。

- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中でこれらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツール等の外部試験や検定等の結果は、生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。

このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものでない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。

## 第2節 改善の概要

- (1) 高等学校における「各教科・科目等の学習の記録」については、観点別学習状況の評価を充実する観点から、各教科・科目の観点別学習状況を記載することとしたこと。
- (2) 高等学校における「特別活動の記録」については、教師の勤務負担軽減を図り、観点別学習状況の評価を充実する観点から、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとしたこと。
- (3) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

## 第3節 保存期間等について

- (1) 保存期間について

指導要録は、学校において備え付けなければならない表簿の中でも最も重要なものであり、その保存期間は、プライバシー保護の観点や利用の実態などを考慮し、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。（学校教育法施行規則28条第2項参照）

指導に関する記録の保存期間経過後の取扱いについては、5年経過後、大学進学等のために指導に関する記録が必要とされる場合もあるので、生徒の進路の状況等に配慮しつつ、プライバシー保護の観点から適切な時期に廃棄などの措置をとることが望ましいこと。

また、当該生徒が退学した場合は、校長が退学を認め又は命じた年月日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。これらの原本保存に当たっては、卒業した生徒全員の学籍に関する記録と指導に関する記録を別葉にして、年度ごとに保存すること。

なお、転学、退学した生徒の指導要録は学籍に関する記録と指導に関する記録を別葉にしてつづり、それぞれ整理して保存すること。

- (2) 保存管理について

学校においては、指導要録が有効に活用されるようにすることに配慮しつつ、保存管理の方法等の充実を図る観点から、例えば、保存担当者を定めることや適切な保管場所を設けるなど保存管理の在り方について適切に配慮する必要があること。

## 第4節 その他

(1) 学校における取組等について特に留意すべき事項

学校においては、今般の指導要録の改善において、観点別学習状況の評価が一層重視されたこと等を踏まえ、教員研修の充実など学習評価の改善に向けた取組に一層、重点を置くことが求められる。

(2) 様式について

平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」によって示された様式等を参考にして、本県の高等学校生徒指導要録の様式を定めた。

(3) 情報通信技術の活用について

指導要録の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、教師の勤務負担軽減に不可欠なことから、統合型校務支援システムの整備について積極的に推進しているところである。

## 高等学校生徒指導要録の様式例

様式1 (学籍に関する記録)

区分\学年	1	2	3	4
ホームルーム	○	○	○	
整理番号	○	○	○	

学 籍 の 記 録						
生徒	ふりがな	さくらじま たろう	性別	男	入学・編入学	年月日第1学年 入学 (年月日第 学年編入学)
	氏名	桜島 太郎			年月日	年月日
	生年月日	平成○年○月○日生			転入学	年月日 ○○県立○○高等学校 ○○制課程 ○○科 ○年 より転入学
	現住所	鹿児島県鹿児島市○○町1-1-1			転学・退学	年月日 ○○県立○○高等学校 ○○制課程 普通科 ○年 へ転学
保護者	ふりがな	さくらじま はなこ			留学等	年月日～ 年月日 アメリカ合衆国○○州 ○○school ○年 へ留学
	氏名	桜島 花子			卒業	年月日
	現住所	鹿児島県鹿児島市○○町1-1-1			進学先の 就職先 等	(進学の場合) ○○大学○○学部○○学科 ○○県○○市○○番地  (就職の場合) 株式会社○○ ○○県○○市○○番地  ※ 就職進学の場合は両方記入
	入学前の経歴	令和○年 ○○市立○○中学校卒業				
学校名 及び 所在地 (分校名・所在地等) 課程名・学科名	鹿児島県立○○高等学校 鹿児島県○○市○○町2-2-2  ○○制課程 ○○科					
年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度			
区分 \ 学年	1	2	3	4		
校長氏名	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○			
ホームルーム 担当者氏名	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○			

令和○年○月○日付 家庭の事情により姓が変更 (旧姓) 熊本  
令和○年○月○日付 引っ越しにより住所変更 (旧住所) 鹿児島県姶良町○○番地

※ 姓の変更や住所の変更があった場合、統合型校務支援システムの備考欄に入力したものがここに表記される。



(様式1裏面)

各教科・科目等の修得単位数の記録

分類	教科	科目	修得単位数の計	分類	教科	科目	修得単位数の計
共通	国語	現代の国語	4	専門	商業	財務会計Ⅰ	4
		言語文化	2			原価計算	4
	地理歴史	歴史総合	2			情報処理	2
		地理総合	2			ソフトウェア活用	4
	公民	公共	2			プログラミング	4
	数学	数学Ⅰ	3			ネットワーク管理	4
		数学Ⅱ	4				
		数学A	2				
	理科	科学と人間生活	2				
		物理基礎	2				
	保健体育	体育	8				
		保健	2				
	芸術	音楽Ⅰ	2				
		美術Ⅰ					
		書道Ⅰ					
	外国語	英語コミュニケーションⅠ	3				
		英語コミュニケーションⅡ	4				
		英語コミュニケーションⅢ	3				
		論理・表現Ⅰ	2				
	家庭	家庭総合	4				
	情報	情報Ⅰ	代替 情報処理2				
専門	商業	ビジネス基礎	3	総合的な探究の時間			代替 課題研究3
		課題研究	3	自立活動			0
		総合実践	2	留 学			0
		簿記	4				

分類欄の「共通」は、「各学科に共通する各教科・科目」を表す。

分類欄の「専門」は、「主として専門学科において開設される各教科・科目」を表す。

様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分\学年	1	2	3	4
桜島 太郎	鹿児島県立〇〇高等学校	ホームルーム	○	○	○	
		整理番号	○	○	○	

各教科・科目等		各教科・科目等の学習の記録												備考			
		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		修得単位数の計							
教科等	科目等	学習状況	評定	修得単位数	学習状況	評定	修得単位数	学習状況	評定	修得単位数	学習状況	評定	修得単位数	修得単位数の計	備考		
共通	国語	現代の国語	AAA	5	2	AAA	5	2						4			
		言語文化						ABA	5	2					2		
	地理歴史	歴史総合				ABB	4	2							2		
		地理総合							ABA	5	2				2		
	公民	公共	BBB	3	2										2		
		数学	AAA	5	3										3		
	理科	数学Ⅰ							AAA	5	4				4		
		数学Ⅱ													2		
	保健体育	科学と人間生活				ABB	4	2							2		
		物理基礎							ABA	5	2				2		
	芸術	体育	AAB	5	3	BBA	4	2	BBB	3	3				8		
		保健	AAA	5	1	ABB	4	1							2		
	外国語	音楽Ⅰ	AAB	5	2										2		
		美術Ⅰ															
	家庭情報	書道Ⅰ															
英語コミュニケーションⅠ		ABA	5	3										3			
専門	商業	英語コミュニケーションⅡ			BBA	4	4							4			
		英語コミュニケーションⅢ						BBB	3	3					3		
		簿記							AAA	5	2				2		
		論理・表現Ⅰ															
		家庭総合				ABB	4	2	BBB	3	2				4		
		情報Ⅰ														代替 情報処理2単位	
		ビジネス基礎	AAA	5	3										3		
		課題研究							AAA	5	3					3	
		総合実践							ABA	5	2					2	
		簿記	AAB	5	4										4		
財務会計Ⅰ				AAB	5	4							4				
原価計算				ABA	5	4							4				
情報処理	AAA	5	2										2				
ソフトウェア活用	ABA	5	4										4				
プログラミング				AAA	5	4							4				
ネットワーク管理							AAA	5	4				4				
総合的な探究の時間				0			0			0			0	0	代替 課題研究3単位		
自立活動				0			0			0			0	0			
小計				29			29			29			29	87			
留學				0			0			0			0	0			
合計				29			29			29			29	87			

※「観点学習状況」欄には、左から「知能・技能」（職業に関する各教科については「知識・技術」）、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入

「共通」は、「各学科に共通する各教科・科目」を表す。

「専門」は、「主として専門学科において開設される各教科・科目」を表す。

生徒氏名
桜島 太郎

総合的な探究の時間の記録		
学習活動	観 点	評 価
1 (例)地域の課題を整理し、高齢者福祉の在り方について考えた。	知識・技能	(例) 過疎化や高齢化が進む地域の実態を理解し、高齢者福祉の在り方について課題を設定した。
2 (例)高齢者の健康寿命の改善に向けて、自分たちにできる取組について考え、検証した。	思考・判断・表現	(例) 統計調査や先行研究から、高齢者に有効なトレーニングの内容と方法を考えた。
3 (例)自らの取組を振り返り、レポートにまとめ、高齢者福祉の今後の在り方を考えた。	主体的に学習に取り組む態度	(例) 自己の取組の改善点を把握し、今後も高齢者の健康寿命を延ばすために貢献しようとしている。
4		

特別活動の記録						
内 容	観 点	学年	学年			
			1	2	3	4
ホームルーム活動	(例) ・ これまでの活動内容等の知識を習得する。 ・ 活動に工夫を重ねる。 ・ より積極的に取り組む。		○	○	○	
生徒会活動					○	
学校行事		○		○		

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第1学年	(1) (学習における特徴等を記入)
	(2) (行動の特徴・特技等を記入)
	(3) (部活動・ボランティア活動・留学海外経験等を記入)
	(4) (取得資格・検定等を記入)
	(5) (表彰・顕彰等の記録を記入)
	(6) (その他・特別活動の所見等を記入)
第2学年	(1) (学習における特徴等を記入)
	(2) (行動の特徴・特技等を記入)
	(3) (部活動・ボランティア活動・留学海外経験等を記入)
	(4) (取得資格・検定等を記入)
	(5) (表彰・顕彰等の記録を記入)
	(6) (その他・特別活動の所見等を記入)
第3学年	(1) (学習における特徴等を記入)
	(2) (行動の特徴・特技等を記入)
	(3) (部活動・ボランティア活動・留学海外経験等を記入)
	(4) (取得資格・検定等を記入)
	(5) (表彰・顕彰等の記録を記入)
	(6) (その他・特別活動の所見等を記入)
第4学年	

エクセルで出力後、行の高さを変更することができます。

出欠の記録							
学年 \ 区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	留学中の授業日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備 考
1	○○○	○	○	○○○	○	○○○	(例) 皆勤
2	○○○	○	○	○○○	○	○○○	(例) 皆勤 出席停止はインフルエンザ
3	○○○	○	○	○○○	○	○○○	(例) 忌引きは祖父死去1, 病欠は発熱2
4							

## 第2章 全日制課程・定時制課程生徒指導要録記録上の注意

### 第1節 全般的注意

#### 1 記録上の全般的注意

- (1) 記録事項はすべて横書きとし、記述は正確、平易な口語体を用い簡潔な表現となるように心がけること。記録にあたっては、原則として常用漢字及び現代仮名遣いを用いること。
- (2) 記録事項に変更があった場合は、その都度書き換えること。
- (3) 変更によって書き換えた場合並びに削除した場合は、データの修正を行うと共に、備考欄に旧記を入力し、旧記も表記すること。必要ならば訂正の年月日を記録すること。
- (4) 学籍などに関する事項は、生徒の入学当初及び異動の生じたときに記録するものとし、学年末までにその学年分の記録を完成すること。

#### 2 欄外の学年の欄

学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程及び定時制の課程(以下「単位制による課程」という。)においては、「学年」を「年度」と読み替えること。

#### 3 学校名及び所在地(分校名・所在地)、課程名・学科名の欄

- (1) 学校名については、鹿児島県立〇〇高等学校のように正確な学校名を記録すること。所在地についても略さないで正確に表記すること。
- (2) 課程名は、全日制の課程、定時制の課程別を記録し、学科名は、普通科、専門教育を主とする学科、総合学科の名称を記録すること。この場合、専門教育を主とする学科については、例えば、「工業(機械)」と記録すること。

#### 4 校長氏名、ホームルーム担任者氏名の欄

同一年度内に校長又はホームルーム担任者が変わった場合には、その都度後任者の氏名を併記すること。なお、教員の産前産後等の休暇中における臨時的任用の教員が担当した場合などにおいても、その氏名を記録すること。

作成・記録については、責任を有する校長及びホームルーム担任者が記録及び確認すること。

#### 5 各教科・科目等の修得単位数の記録

各教科・科目等の修得単位数の記録には、修得した各教科・科目ごとに修得単位数の計を記録すること。留学により認定された修得単位数がある場合には、適宜欄を工夫して記録すること。転入学した生徒については、前に在学していた学校における修得単位数についても記録すること。また、履修したが、単位を修得しなかった場合は、その単位数を、「履修単位数(2)」と記録すること。

### 第2節 学籍の記録

学年当初及び異動の生じたときに記録すること。

単位制による課程の場合においては、生徒に係る記録は、「年度」を単位として行うこと。(指導に関する記録についても同様に扱う。)

## 1 生徒の欄

- (1) 原則として住民票の記載に基づき記録すること。
- (2) 性別は、いずれか該当する方を記録すること。

## 2 保護者の欄

- (1) 「氏名」の欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは、後見人を記録すること。
- (2) 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合も同様に表記すること。
- (3) 入学時、成年に達している生徒については、保護者等について記録すること。

## 3 入学前の経歴の欄

高等学校に入学するまでの教育関係の略記を記録すること。例えば、「令和〇〇年〇〇市立〇〇中学校卒業」というように記録すること。なお、外国において受けた教育の実情なども、この欄に記録すること。

## 4 入学・編入学の欄

- (1) 入学年月日は、校長が入学を許可した年月日を記録すること。なお、他の高等学校に入学した者が、第1学年の中途に入学した場合は、この欄ではなく、「転入学」の欄に記録すること。
- (2) 編入学は、高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は過去に高等学校に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記録すること。

また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間令和 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記録すること。

## 5 転入学の欄

他の高等学校から転入学した生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記録すること。

また、同じ高等学校において、異なる課程から転籍した場合も、転入学の場合に準じて記録すること。なお、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間令和 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記録すること。

## 6 転学・退学の欄

上記4及び5に記入された日以後における異動について記録すること。

他の高等学校に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記録すること。また、学校を去った年月日についても併記すること。

退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を表記すること。同じ高等学校において、異なる課程に転籍する場合も、転学の場合に準じて記録すること。

## 7 留学等の欄

留学又は休学について校長が許可した期間を記録すること。また、留学の場合は留学先の学校名、学年及び所在国名を記録すること。

## 8 卒業の欄

校長が卒業を認定した年月日（卒業証書に記載されている年月日）を記録すること。

## 9 進学先・就職先等の欄

進学した者については、進学先の学校名及び所在地を記録し、就職した者については、就職先の事業所名及び所在地等を記録し、就職しながら進学した者については、上記の両方を記録すること。

なお、家事又は家業に従事した者については、その旨を記録すること。

卒業の際、進路が決まっていないため記録できない者については、確定したときに表記することが望ましい。

## 10 校長氏名、ホームルーム担任者氏名

各年度に、校長の氏名、ホームルーム担任者の氏名を記録すること。（同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記すること。）

## 11 各教科・科目等の修得単位数の記録

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記録すること。また、障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導を行った場合であって、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第5款2(1)イに定める単位認定を行った場合には、総合的な探究の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記録すること。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記録したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

また、留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記録する欄等に適切に記録すること。

理数の「理数探究基礎」、「理数探究」の履修をもって、又は、職業教育を主とする学科において「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間における学習活動の一部又は全部に替えた場合や、専門教育を主とする学科において、専門教育に関する各教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の単位数の一部又は全部の履修に替えた場合などは、代替された教科・科目等の修得単位数の欄に、「一部代替」又は「代替」などその旨を記録するほか、代替に係る科目等及び単位数を記録すること。

(例1)

総合的な探究 の時間	1 一部代替課題研究 2
---------------	-----------------

※ 総合的な探究の時間で1単位を修得し、  
課題研究で2単位を一部代替した場合。

(例2)

総合的な探究 の時間	代 替 課題研究 3
---------------	---------------

(例3)

総合的な探究 の時間	代 替 理数探究基礎 1 理数探究 2
---------------	---------------------------

## 第3節 指導に関する記録

高等学校における指導に関する記録については、以下に示す記載することが適当な事項に留意しながら、各教科・科目等の学習の記録（各教科及び科目の名称、それぞれの科目ごとの学年や年度ごとの観点別学習状況、評定及び修得単位数、それぞれの科目ごとの修得単位数の合計並びにそれぞれの科目等の履修上の特記事項等、総合的な探究の時間の学年や年度ごとの修得単位数及び総合的な探究の時間の修得単位数の合計並びに留学による学年や年度ごとの修得単位数及び留学による修得単位数の合計）、総合的な探究の時間の記録、特別活動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録（通信制の課程においては出校の記録）について作成すること。

なお、障害のある生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記録に替えることも可能である。

高等学校における指導に関する記録については、学年による教育課程の区分を設けるか設けないか等の違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記録するなど工夫すること。

### 1 各教科・科目等の学習の記録

#### (1) 各教科・科目の観点別学習状況の欄

各教科・科目の観点別学習状況の評価を記録すること。

高等学校における各教科・科目の観点別学習状況については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記録する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記録すること。

なお、各教科の評価の観点及びその趣旨が別表（17ページ～24ページ）に示されているので、これらを十分踏まえながらそれぞれの教科・科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。

#### (2) 各教科・科目の評定の欄

各教科・科目の評定を記入すること。

高等学校における各教科・科目の評定については、高等学校学習指導要領等に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記録すること。

評定に当たっては、評定は各教科・科目の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別

学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定めること。

(3) 学校設定教科に関する科目の評価の欄

学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、観点別学習状況の評価や評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえ、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を端的に記述するなど、評価の在り方等について工夫すること。

(4) 各教科・科目等の修得単位数の欄

各教科・科目について修得を認定した単位数を記録すること。

評定1のときは、単位の修得を認めない取扱いとすること。この場合、履修単位数を「履修単位数(2)」のように「備考」の欄に記録すること。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記録すること。

(5) 総合的な探究の時間の修得単位数の欄

総合的な探究の時間における学習活動に対して、修得を認定した単位数を記録すること。

職業教育を主とする学科において、「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間における学習活動の一部又は全部に替えた場合は、履修した「課題研究等」の欄に評定及び修得単位数を記入するとともに、「総合的な探究の時間」の「備考」の欄に「代替」などその旨を記録するほか、代替に係る科目名及び単位数を記録すること。

総合的な探究の時間で1単位を修得し、課題研究2単位を一部代替する場合（P10例1の場合）

各教科・科目等の学習の記録															
各教科・科目等		第1学年			第2学年			第3学年			第4学年			修得単位数の計	備考
		学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数		
教科等	科目等	況別	定	数	況別	定	数	況別	定	数	況別	定	数		
農業	課題研究							ABB	4	2				2	
総合的な探究の時間				1										1	一部代替 課題研究2単位
小計															

総合的な探究の時間は0単位で、理数の単位のうち3単位を代替する場合（P10例3の場合）

各教科・科目等の学習の記録															
各教科・科目等		第1学年			第2学年			第3学年			第4学年			修得単位数の計	備考
		学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況	評 定	修 得 単 位 数		
教科等	科目等	況別	定	数	況別	定	数	況別	定	数	況別	定	数		
理数	理数探究基礎	AAA	5	1										1	
	理数探究				ABB	4	1	AAA	5	1				2	
総合的な探究の時間															代替 理数探究基礎1単位 理数探究2単位
小計															



(6) 小計の欄

修得を認定した単位数の計を記録すること。

(7) 留学による修得単位数の欄

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した場合はその単位数を記録すること。この場合、当該外国の教育課程を逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はない。

なお、外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付すること。

留学しなかった場合には、0と表記すること。

(8) 合計の欄

「小計」の欄及び「留学」の欄に記入した単位数の合計を記録すること。

(9) 単位制による課程の場合

過去に在籍した高等学校において修得した教科・科目等及び修得単位数もそれぞれ「各教科・科目等」及び「修得単位数の計」の欄に記録することとし、「備考」の欄にその旨を記録すること。

(10) 備考の欄

例えば、次のような場合の履修上の特記事項について記録すること。

ア 学校教育法施行規則第97条の規定による学校間連携の場合は「学校間連携」又は「併修」、高等学校通信教育規定第12条第1項の規定による併修の場合は「定通併修」などその旨を記録し、あわせて併修先の課程名又は連携先の学校名を記録すること。

イ 学校教育法施行規則第98条第1号の規定により高等学校における科目の一部の履修に相応するものを大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程もしくは専門課程における学修等において行ったとき、当該学校の単位として認定する場合には「専修学校」などその旨を記録し、あわせて専修学校での単位数を記録すること。

ウ 学校教育法施行規則第98条第2号の規定により技能審査に合格した場合に当該技能審査の内容に対応する科目に一定の単位数を加える場合においては、対応する科目の単位の修得前に合格した場合には、対応する教科・科目の「修得単位数」の欄に加えた単位数を含めて記録することとし、対応する教科・科目修得後に合格した場合には当該技能審査に合格した学年の欄の修得単位数の欄に加えた単位数を記録すること。

また、「備考」の欄に「技能審査」などその旨を記録し、あわせて加えた単位数を記録すること。

エ 学校教育法施行規則第98条第3号の規定によりボランティア活動等を行ったとき、当該学校の単位として認定する場合には、当該科目の修得単位数には増加単位も含めて単位数を記録し、「備考」欄にその旨を記録すること。

オ 専門教育を主とする学科の生徒に対して、高等学校学習指導要領第1章第2款の3の(2)の規定により、専門教育に関する各教科・科目の履修をもってすべての生徒に履修させる各教科・科目の単位数の一部又は全部の履修に替えた場合、専門教育に関する各教科・科目によって代替された教科・科目の備考欄に、「代替」などその旨を記録するほか、代替に係る専門教育に関する各教科・科目名及び単位数を記録すること。

カ 定時制の課程に在学している生徒に対して、高等学校学習指導要領第1章第2款の3の(7)のエの規定により、実務等をもって職業に関する各教科・科目の履修の一部に替えた場合は、「実務等」などその旨を記録すること。

- キ 学校教育法施行規則第100条の規定により、高等学校卒業程度認定試験合格科目を高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、評定の欄は空欄にし、修得単位数及び修得単位数の計の欄には学校の定める単位数を記録するとともに、「令和〇年高卒認定試験」などその旨を記録すること。
- ク 学校教育法施行規則第100条第2号の規定により、別科において修得した科目を高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、上記キの取扱いに準じて記録し、「別科」などその旨を記録すること。
- ケ 定時制の課程に在学している生徒が、学校教育法第55条及び技能教育施設の指定等に関する規則により、技能教育施設において連携措置に係る各教科・科目を履修した場合は、「技能連携」などその旨を記録すること。
- コ 履修した単位数等を記録に留める必要のあるときは、「備考」欄を活用すること。

## 2 総合的な探究の時間の記録

高等学校等における総合的な探究の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記録した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記録する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述すること。

### (1) 学習活動の欄

総合的な探究の時間において行った学習活動を文章で記述すること。

### (2) 評価の観点の欄

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す総合的な探究の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて「各教科等の評価の観点及びその趣旨」を参考に定めること。

### (3) 評価の欄

各学校が設定した評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記録する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述すること。活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、生徒のよい点、学びに向かう力、思考力、判断力、表現力、活動の過程で進歩した点などを適切かつ総合的に評価すること。

### (4) 課題研究による代替

職業教育を主とする学科において、一部の代替の場合は、「学習活動」の欄に「課題研究により一部代替」と記録し、総合的な探究の時間で実施した学習活動と評価をそれぞれの欄に記録すること。全部の代替の場合は、「学習活動」の欄に「課題研究により代替」と記録し、「観点」「評価」の欄は斜線を入れること。

## 3 特別活動の記録

高等学校における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記録した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記録すること。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別表を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記録に当たっては、特別活動の学習が学校やホームルームにおける集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意すること。

#### 4 総合所見及び指導上参考となる諸事項

高等学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に⑦のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述すること。

- ① 各教科・科目や総合的な探究の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項
- ⑤ 取得資格
- ⑥ 生徒が就職している場合の事業所
- ⑦ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項
- ⑧ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記録すること。

さらに、障害のある生徒のうち、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の単位数又は授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記録する。通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記録する。なお、これらの生徒について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画において上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記録に替えることも可能である。

#### 5 出欠の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記録する。

##### (1) 授業日数の欄

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含め

ない。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記録し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記録すること。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記録すること。

(2) 出席停止・忌引等の日数の欄

以下の日数を合算して記録すること。

- ① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数の欄

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記録すること。

(4) 出席しなければならない日数の欄

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記録すること。

(5) 欠席日数の欄

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記録すること。

(6) 出席日数の欄

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記録すること。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

(7) 日数の書き方

上記(2)～(6)の日数について、該当すべき日数がない場合には、空白とせずに0と記録すること。

(8) 備考の欄

出欠に関する特記事項等を記録すること。

## 各教科の評価の観点及びその趣旨

## 1-1 各学科に共通する各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
国 語	知識・技能	生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に他者と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉のもつ価値への認識を深めようとしているとともに、言語感覚を磨き、言葉を効果的に使おうとしている。
地 理 歴 史	知識・技能	現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解しているとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	地理や歴史に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したり、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	地理や歴史に関わる諸事象について、国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。
公 民	知識・技能	選択・判断の手掛かりとなる概念や理論、及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解しているとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したり、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論している。
	主体的に学習に取り組む態度	国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。
数 学	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解している。</li> <li>・事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	数学を活用して事象を論理的に考察する力、事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。

数 学	主体的に学習に取り 組む態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとしたり、粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断したりしようとしている。</li> <li>・問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善しようとしたりしている。</li> </ul>	
理 科	知識・技能	自然の事物・現象についての概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの技能を身に付けている。	
	思考・判断・表現	自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。	
	主体的に学習に取り 組む態度	自然の事物・現象に主体的に関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。	
保 健 体 育	知識・技能	運動の合理的、計画的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに継続するための理論について理解しているとともに、目的に応じた技能を身に付けている。また、個人及び社会生活における健康・安全について総合的に理解しているとともに、技能を身に付けている。	
	思考・判断・表現	自己や仲間の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、個人及び社会生活における健康に関する課題を発見し、その解決を目指して総合的に思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	
	主体的に学習に取り 組む態度	運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう、運動の合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。また、健康を大切に、自他の健康の保持増進や回復及び健康な社会づくりについての学習に主体的に取り組もうとしている。	
芸 術	音 楽	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性などについて理解を深めている。</li> <li>・創意工夫などを生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作などで表している。</li> </ul>
		思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて表現意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。
		主体的に学習に取り 組む態度	音や音楽、音楽文化と豊かに関わり主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

芸術	美術	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。</li> <li>創造的な美術の表現をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて表現方法を創意工夫し、表している。</li> </ul>
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生成し発想や構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	美術や美術文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	工芸	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。</li> <li>創造的な工芸の制作をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて制作方法を創意工夫し、表している。</li> </ul>
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考えるとともに、思いや願いなどから発想や構想を練ったり、工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	工芸や工芸の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	書道	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>書の表現の方法や形式、書表現の多様性について、書の創造的活動を通して理解を深めている。</li> <li>書の伝統に基づき、作品を効果的・創造的に表現するために必要な技能を身に付け、表している。</li> </ul>
		思考・判断・表現	書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	書の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造的活動に取り組もうとしている。
外国語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて理解を深めている。</li> <li>外国語についての音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。</li> </ul>	
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。	

	主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。
家庭	知識・技能	人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、生活を主体的に営むために必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	生涯を見通して、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を創造し、実践しようとしている。
情報	知識・技能	情報と情報技術を問題の発見・解決に活用するための知識について理解し、技能を身に付けているとともに、情報化の進展する社会の特質及びそのような社会と人間との関わりについて理解している。
	思考・判断・表現	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に用いている。
	主体的に学習に取り組む態度	情報社会との関わりについて考えながら、問題の発見・解決に向けて主体的に情報と情報技術を活用し、自ら評価し改善しようとしている。
理数	知識・技能	対象とする事象について探究するために必要な知識及び技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。</li> <li>・ 探究の過程を振り返って評価・改善しようとしている。</li> </ul>



## 1-2 主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
農 業	知識・技術	農業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
工 業	知識・技術	工業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
商 業	知識・技術	商業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
水 産	知識・技術	水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
家 庭	知識・技術	生活産業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
看 護	知識・技能	看護について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

情報	知識・技術	情報の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	情報産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、情報産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
福祉	知識・技術	福祉の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
理数	知識・技能	数学及び理科における基本的な概念、原理・法則などについて系統的に理解しているとともに、探究するために必要な知識や技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学的、科学的に考察し表現する力などを身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	数学や理科などに関する事象や課題に向き合い、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。
体育	知識・技能	運動の主体的、合理的、計画的な実践に関する具体的な事項やスポーツの推進及び発展に寄与するための事項について理解しているとともに、生涯を通じたスポーツの推進及び発展に必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	スポーツの多様な実践と推進及び発展についての自他や社会の課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	生涯を通してスポーツと多様に関わるとともにスポーツの推進及び発展に寄与することができるよう、運動の主体的、合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。
音楽	知識・技能	音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに、表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりしているとともに、表現意図を明確にもったり、音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組もうとしている。

美術	知識・技能	美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに、独創的・創造的に表している。
	思考・判断・表現	美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的に思考し、判断し、表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	主体的に美術に関する専門的な学習に取り組もうとしている。
英語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語の音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどについて理解を深めている。</li> <li>・英語についての音声や語彙，表現，文法，言語の働きなどの知識を，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて，目的や場面，状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。</li> </ul>
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，日常的话题や社会的な話題について，英語で情報や考えなどの概要や要点，詳細，話し手や書き手の意図などを的確に理解したり，これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	英語の背景にある文化に対する理解を深め，聞き手，読み手，話し手，書き手に配慮しながら，主体的，自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

## 2 総合的な探究の時間の記録

	観 点	趣 旨
総合的な探究の時間	知識・技能	探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解している。
	思考・判断・表現	実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	探究に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとしている。

## 3 特別活動の記録

	観 点	趣 旨
特別活動	知識・技能	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。 よりよい生活や社会を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
	主体的に学習に取り組む態度	生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に人間としての在り方生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

## 第3章 通信制課程生徒指導要録記録上の注意

### 第1節 全般的注意

#### 1 記録上の全般的注意

- (1) 記録事項はすべて横書きとし、記述は正確、平易な口語体を用い簡潔な表現となるように心がけること。記録にあたっては、原則として常用漢字及び現代仮名遣いを用いること。
- (2) 記録事項に変更があった場合は、その都度書き換えること。
- (3) 変更によって書き換えた場合並びに削除した場合は、データの修正を行うと共に、備考欄に旧記を入力し、旧記も表記すること。必要ならば訂正の年月日を記録すること。
- (4) 学籍などに関する事項は、生徒の入学当初及び異動の生じたときに記録するものとし、学年末までにその学年分の記録を完成すること。

#### 2 学校名及び所在地、学科名の欄

学科名は、普通科、専門教育を主とする学科の名称を記録すること。この場合、専門教育を主とする学科については、例えば、「衛生看護」と記録すること。

#### 3 校長氏名、ホームルーム担任者氏名の欄

同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記すること。なお、教員の産前産後等の休暇中における臨時的任用の教員が担当した場合などにおいても、その氏名を記録すること。

作成・記録については、責任を有する校長及びホームルーム担任者が記録及び確認すること。

#### 4 各教科・科目等の修得単位数の記録

各教科・科目等の修得単位数の記録には、修得した各教科・科目ごとに修得単位数の計を記録すること。留学により認定された修得単位数がある場合には、適宜欄を工夫して記録すること。転入学した生徒については、前に在学していた学校における修得単位数についても記録すること。

### 第2節 学籍の記録

学年当初及び異動の生じたときに記録すること。

#### 1 生徒の欄

- (1) 原則として住民票の記載に基づき記録すること。
- (2) 性別は、いずれか該当する方を記録すること。

#### 2 保護者の欄

- (1) 「氏名」の欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは、後見人を記録すること。
- (2) 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合も同様に表記すること。
- (3) 入学時、成年に達している生徒については、保護者等について記録すること。

### 3 入学前の経歴の欄

高等学校に入学するまでの教育関係の略記を記録すること。例えば、「令和〇〇年〇〇市立〇〇中学校卒業」というように記録すること。なお、外国において受けた教育の実情なども、この欄に記録すること。

### 4 入学・編入学の欄

- (1) 入学年月日は、校長が入学を許可した年月日を記録すること。なお、他の高等学校に入学した者が、第1学年の中途に入学した場合は、この欄ではなく、「転入学」の欄に記録すること。
- (2) 編入学は、高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は過去に高等学校に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記録すること。

また、「(在学すべき期間令和 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記録すること。

### 5 転入学の欄

他の高等学校から転入学した生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記録すること。

また、同じ高等学校において、異なる課程から転籍した場合も、転入学の場合に準じて記録すること。なお、「(在学すべき期間令和 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記録すること。

### 6 転学・退学の欄

上記4及び5に記入された日以後における異動について記録すること。

他の高等学校に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記録すること。また、学校を去った年月日についても併記すること。

退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を表記すること。同じ高等学校において、異なる課程に転籍する場合も、転学の場合に準じて記録すること。

### 7 留学等の欄

留学又は休学について校長が許可した期間を記録すること。また、留学の場合は留学先の学校名、学年及び所在国名を記録すること。

### 8 卒業の欄

校長が卒業を認定した年月日（卒業証書に記載されている年月日）を記録すること。

### 9 進学先・就職先等の欄

進学した者については、進学先の学校名及び所在地を記録し、就職した者については、就職先の事業所名及び所在地等を記録し、就職しながら進学した者については、上記の両方を記録すること。

なお、家事又は家業に従事した者については、その旨を記録すること。

卒業の際、進路が決まっていないため記録できない者については、確定したときに表記することが望ましい。

## 10 校長氏名，ホームルーム担任者氏名

各年度に，校長の氏名，ホームルーム担任者の氏名を記録すること。（同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には，その都度後任者の氏名を併記すること。）

## 11 各教科・科目等の修得単位数の記録

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記録すること。また，障害のある生徒に対して，学校教育法施行規則第140条の規定に基づき，通級による指導を行った場合であって，高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第5款2(1)イに定める単位認定を行った場合には，総合的な探究の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記録すること。

編入学又は転入学した生徒について，以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には，その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記録したり，以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより，適切に記録すること。

また，留学に関して，校長が認定した修得単位数は，それを記録する欄等に適切に記録すること。

職業教育を主とする学科において「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間における学習活動の一部又は全部に替えた場合や，専門教育を主とする学科において，専門教育に関する各教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の単位数の一部又は全部の履修に替えた場合の記録については，全日制課程・定時制課程に準じること。

## 第3節 指導に関する記録

高等学校における指導に関する記録については，以下に示す記載することが適当な事項に留意しながら，各教科・科目等の学習の記録（各教科及び科目の名称，それぞれの科目ごとの学年や年度ごとの観点別学習状況，評定及び修得単位数，それぞれの科目ごとの修得単位数の合計並びにそれぞれの科目等の履修上の特記事項等，総合的な探究の時間の学年や年度ごとの修得単位数及び総合的な探究の時間の修得単位数の合計並びに留学による学年や年度ごとの修得単位数及び留学による修得単位数の合計），総合的な探究の時間の記録，特別活動の記録，総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録（通信制の課程においては出校の記録）について作成すること。

なお，障害のある生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には，当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記録に替えることも可能である。

高等学校における指導に関する記録については，学年による教育課程の区分を設けるか設けないか等の違いにより，課程の単位の修得の認定の時期が異なることから，例えば，各教科・科目等の学習の記録を学年や年度，学期ごとに区分して記録するなど工夫すること。

### 1 各教科・科目等の学習の記録

#### (1) 各教科・科目の観点別学習状況の欄

各教科・科目の観点別学習状況の評価を記録すること。

高等学校における各教科・科目の観点別学習状況については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記録する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記録すること。

なお、各教科の評価の観点及びその趣旨が別表（17ページ～24ページ）に示されているので、これらを十分踏まえながらそれぞれの教科・科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。

## (2) 各教科・科目の評定の欄

各教科・科目の評定を記入すること。

高等学校における各教科・科目の評定については、高等学校学習指導要領等に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記録すること。

評定に当たっては、評定は各教科・科目の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定めること。

## (3) 学校設定教科に関する科目の評価の欄

学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、観点別学習状況の評価や評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえ、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を端的に記述するなど、評価の在り方等について工夫すること。

## (4) 各教科・科目等の修得単位数の欄

各教科・科目について修得を認定した単位数を記録すること。

評定1のときは、単位の修得を認めない取扱いとすること。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記録すること。

## (5) 総合的な探究の時間の修得単位数の欄

総合的な探究の時間における学習活動に対して、修得を認定した単位数を記録すること。

職業教育を主とする学科において、「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間における学習活動の一部又は全部に替えた場合の記録については、全日制課程・定時制課程に準じること。

## (6) 小計の欄

修得を認定した単位数の計を記録すること。



(7) 留学による修得単位数の欄

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した場合はその単位数を記録すること。この場合、当該外国の教育課程を逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はない。

なお、外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付すること。

留学しなかった場合には、0と表記すること。

(8) 合計の欄

「小計」の欄及び「留学」の欄に記入した単位数の合計を記録すること。

(9) 単位制による課程の場合

過去に在籍した高等学校において修得した教科・科目等及び修得単位数もそれぞれ「各教科・科目等」及び「修得単位数の計」の欄に記録することとし、「備考」の欄にその旨を記録すること。

(10) 備考の欄

例えば、次のような場合の履修上の特記事項について記録すること。

ア 学校教育法施行規則第97条の規定による学校間連携の場合は「学校間連携」又は「併修」、高等学校通信教育規定第12条第1項の規定による併修の場合は「定通併修」などその旨を記録し、あわせて併修先の課程名又は連携先の学校名を記録すること。

イ 学校教育法施行規則第98条第1号の規定により高等学校における科目の一部の履修に相応するものを大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程もしくは専門課程における学修等において行ったとき、当該学校の単位として認定する場合には「専修学校」などその旨を記録し、あわせて専修学校での単位数を記録すること。

ウ 学校教育法施行規則第98条第2号の規定により技能審査に合格した場合に当該技能審査の内容に対応する科目に一定の単位数を加える場合においては、対応する科目の単位の修得前に合格した場合には、対応する教科・科目の「修得単位数」の欄に加えた単位数を含めて記録することとし、対応する教科・科目修得後に合格した場合には当該技能審査に合格した学年の欄の修得単位数の欄に加えた単位数を記録すること。

また、「備考」の欄に「技能審査」などその旨を記録し、あわせて加えた単位数を記録すること。

エ 学校教育法施行規則第98条第3号の規定によりボランティア活動等を行ったとき、当該学校の単位として認定する場合には、当該科目の修得単位数には増加単位も含めて単位数を記録し、「備考」欄にその旨を記録すること。

オ 専門教育を主とする学科の生徒に対して、高等学校学習指導要領第1章第2款の3の(2)の規定により、専門教育に関する各教科・科目の履修をもってすべての生徒に履修させる各教科・科目の単位数の一部又は全部の履修に替えた場合、専門教育に関する各教科・科目によって代替された教科・科目の備考欄に、「代替」などその旨を記録するほか、代替に係る専門教育に関する各教科・科目名及び単位数を記録すること。

カ 高等学校学習指導要領第1章第2款の3の(7)のエの規定により、実務等をもって職業に関する各教科・科目の履修の一部に替えた場合は、「実務等」などその旨を記録すること。

キ 学校教育法施行規則第100条の規定により、高等学校卒業程度認定試験合格科目を高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、評定の欄は空欄にし、修得単位数及び修得単位数の計の欄には学校の定める単位数を記録するとともに、「令和〇年高卒認定試験」などその旨を記録すること。

ク 学校教育法施行規則第100条第2号の規定により、別科において修得した科目を高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、上記キの取扱いに準じて記録し、「別科」などその旨を記録すること。

ケ 学校教育法第55条及び技能教育施設の指定等に関する規則により、技能教育施設において連携措置に係る各教科・科目を履修した場合は、「技能連携」などその旨を記録すること。

コ 履修した単位数等を記録に留める必要のあるときは、「備考」欄を活用すること。

## 2 総合的な探究の時間の記録

高等学校等における総合的な探究の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記録した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記録する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述すること。

### (1) 学習活動の欄

総合的な探究の時間において行った学習活動を文章で記述すること。

### (2) 評価の観点の欄

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す総合的な探究の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて「各教科等の評価の観点及びその趣旨」を参考に定めること。

### (3) 評価の欄

各学校が設定した評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記録する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述すること。活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、生徒のよい点、学びに向かう力、思考力、判断力、表現力、活動の過程で進歩した点などを適切かつ総合的に評価すること。

### (4) 課題研究による代替

職業教育を主とする学科において、一部の代替の場合は、「学習活動」の欄に「課題研究により一部代替」と記録し、総合的な探究の時間で実施した学習活動と評価をそれぞれの欄に記録すること。全部の代替の場合は、「学習活動」の欄に「課題研究により代替」と記録し、「観点」「評価」の欄は斜線を入れること。

## 3 特別活動の記録

高等学校における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記録した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記録すること。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別表を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記録に当たっては、特別活動の学習が学校やホームルームにおける集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意すること。

#### 4 総合所見及び指導上参考となる諸事項

高等学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に⑦のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述すること。

- ① 各教科・科目や総合的な探究の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項
- ⑤ 取得資格
- ⑥ 生徒が就職している場合の事業所
- ⑦ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項
- ⑧ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記録すること。

さらに、障害のある生徒のうち、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の単位数又は授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記録する。通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記録する。なお、これらの生徒について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画において上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記録に替えることも可能である。

#### 5 出校の記録

通信制の課程においては、以下の事項を記録すること。

##### (1) 出校日数の欄

実際に生徒が出校した年度間の総日数を記録する。この日数には、生徒が面接指導等のために、協力校、その他学校が定めた場所に出校した日数を含むものとする。ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの出校日数を記録し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日からその年度の終わりまでの出校日数を記録すること。

##### (2) 備考の欄

出校の状況に関する特記事項のほか、ラジオ、テレビ放送その他の多様なメディアの利用により、各教科・科目又は特別活動についての面接指導時間数の一部が免除された結果として出校する必要のなくなった日数等を記録すること。

## 第4章 取扱い上の注意

指導要録の作成、送付及び保存等については、次のような事項に留意すること。

### 1 進学の場合

- (1) 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録（以下「原本」という。）の抄本又は原本の写しを作成し、これを進学先の校長に送付すること。

（学校教育法施行規則第24条第2項参照）

- (2) (1)において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね下記の事項を含むものとする。

ア 学校名、所在地、課程名及び学科名

イ 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

ウ 卒業年月日

エ 各教科・科目等の学習の記録

オ 最終学年の特別活動の記録

カ その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

### 2 転学の場合

校長は、生徒が転学した場合においては、原本の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。転学してきた生徒が更に転学した場合においては、原本の写しのほか、転学してくる前に在籍していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。これらの場合、中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること。（学校教育法施行規則第24条第3項参照）

### 3 転入学の場合

校長は、生徒が転学してきた場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、転学してくる前に在籍していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受けること。

なお、この場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならないこと。また、送付を受けた写しは、学校でそれにより作成した原本と合わせて保管すること。

### 4 学校統合、学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取り扱うか、上記2及び3に準じて取り扱うかは所轄の教育委員会の指示にしたがって処理すること。

### 5 退学の場合

校長は、生徒が外国の学校などに入るために退学した場合においては、当該生徒が文部科学大臣認定の在外教育施設であるときにあっては、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校にあっては、求めに応じて適切に対応すること。

### 6 編入学の場合

校長は、生徒が編入学した場合においては、編入学年月日以後の指導要録を作成すること。

## 7 転籍の場合

同じ高等学校において異なる課程に転籍した生徒については、転籍した日以後の指導要録を作成すること。

## 8 原級留置の場合

原級留置になった生徒の指導要録は、原級留置をしたとき以後の指導要録を新たに作成し、その前の指導要録には、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に原級留置の旨、その年月日、学年及びその理由を記録して、新たに作成した指導要録と合わせて保管すること。また、新たに作成した指導要録の「学籍の記録」の欄には、氏名等必要事項を最小限に記録すること。

## 9 保存期間

- (1) 学校においては、原本については当該生徒の卒業又は転学した日以後、転入学の際送付を受けた写しについては当該生徒の卒業の日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。  
(学校教育法施行規則第28条第2項参照)
- (2) 中学校から送付を受けた抄本又は写しは、生徒の当該学校に在学する期間保存すること。
- (3) 退学の場合、当該生徒の原本及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学を認め又は命じた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。

## 10 その他

- (1) 在籍証明や単位取得証明など証明書等を作成する場合において、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点や教育的な配慮の観点から、証明の趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するように留意すること。
- (2) 配偶者からの暴力の被害者と同居する生徒については、転学した生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者(加害者)に伝わることを懸念される場合がある。

このような特別の事情がある場合には、平成21年7月13日付け21生参学第7号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」に沿って、配偶者からの暴力の被害者と同居する生徒の転学先や居住地等の情報については、鹿児島県個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら、厳重に管理すること。

## 第5章 参考資料

### 指導要録に関する法令

#### 1 指導要録

- ・ 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

（学校教育法施行規則第24条）

#### 2 学校備付表簿

- ・ 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

- ② 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

（学校教育法施行規則第28条）

#### 3 学齢簿

- ・ 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行うものとする。

（学校教育法施行令第1条の2）

- ・ 学校教育法施行令第1条第1項の学齢簿に記載（同条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 学齢児童又は学齢生徒に関する事項 氏名、現住所、生年月日及び性別
- 二 保護者に関する事項 氏名、現住所及び保護者と学齢児童又は学齢生徒との関係

（学校教育法施行規則第30条）

#### 4 教育委員会の職務権限

- ・ 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条）

- ・ 学校の児童及び生徒の指導要録並びにその抄本の様式は、別に定める。

（鹿児島県立学校管理規則第31条）

#### 5 進学の場合

- ・ 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

（学校教育法施行規則第24条第2項）

## 6 転学の場合

- ・ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。（学校教育法施行規則第24条第3項）
  - ・ 校長は、転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた学校の校長にその旨を通知する。通知を受けた校長は速やかにその生徒の指導要録の写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び進学の場合に送付された指導要録の抄本、健康診断票及び歯の検査票を転学先の校長に送付しなければならない。（鹿児島県立高等学校学則第21条2）
  - ・ 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。
- ② 全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については、修得した単位に応じて、相当学年に転入することができる。（学校教育法施行規則第92条）

## 7 編入学の資格

- ・ 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。（学校教育法施行規則第91条）

## 8 出席停止に関する事

- ・ 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。（学校保健安全法第20条）
- ・ 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。（学校教育法施行規則第63条） ※中学校、高等学校は第63条を準用する。
- ・ 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。（学校保健安全法第19条）
- ・ 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。（学校教育法第11条）
- ・ 忌引の日数は、児童生徒の場合、特に一般的な基準があるわけではないが、「学校職員の休暇の取扱に関する規則」を参考にする。

別表第1の第31号（弔祭休暇）

(1) 忌引

学校職員の親族（別表第2の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合

別表第2（別表第1第31号関係）

親 族		日 数	親 族		日 数
配 偶 者		10日以内	姻 族	父 母	7日以内
血 族	父 母	7日以内		子	1 日
	子	5日以内		祖 父 母	1 日
	祖 父 母	3日以内		兄 弟 姉 妹	1 日
	孫	1 日		伯 叔 父 母	1 日
	兄 弟 姉 妹	3日以内			
	伯 叔 父 母	1 日			

(2) 祭日

配偶者，父母，子又は配偶者の父母 年各1日

（学校職員の休暇の取扱いに関する規則）

9 履修困難な教科の学習

- ・ 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は，その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない （学校教育法施行規則第54条）



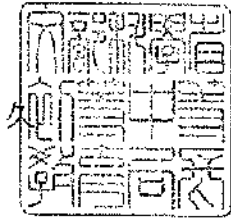


30文科初第1845号  
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
永山 賀



(印影印刷)

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

報告においては、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1～5及び参考様式のとおりとりまとめました。

については、下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれ

ては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いします。

なお、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は2020年3月31日をもって、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部に関する部分は2021年3月31日をもって廃止することとし、また高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に関する部分は2022年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところのほか、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の学習評価等については、引き続き平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によるところとし、特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとします。

※ 以 下 省 略

